

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局企画部住宅政策課（民間住宅助成）（06-6208-9225）
処分課(担当)名	同上
処分の名称	特定優良賃貸住宅の建設又は管理の改善命令
概要	大阪市住宅供給公社が、本市から認定を受けた特定優良賃貸住宅の建設及び管理に関する計画（供給計画）に従って特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行っていないと認めるときは、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	①特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条 (https://laws.e-gov.go.jp/law/405AC0000000052) ②特定優良賃貸住宅等供給促進事業（大阪市住宅供給公社）制度要綱第21条の4 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000198193.html)
処分基準	①特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条 （改善命令） 第10条 都道府県知事等は、認定事業者が認定計画に従って特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 ②特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の運用について（平成5年7月30日建設省住管発第4号・建設省住建発第110号）記の4の(3) 四 特定優良賃貸住宅の建設及び管理の適正を確保するための措置 （三）改善命令 認定事業者が認定計画に従って特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行っていないと認めるときは、都道府県知事は認定事業者に対して改善命令を講じることができるとされているが、改善命令が行われた場合においては認定の取消しや罰則の規定が適用されることから、その運用に当たっては報告の徴収等により、実情の把握を行い、事前に実情に即した指導を行う等により改善の措置を促した上で、なお改善が行われない場合に改善命令を行うこととされたい。 ③特定優良賃貸住宅等供給促進事業（大阪市住宅供給公社）制度要綱第21条の4 （改善命令） 第21条の4 市長は、大阪市住宅供給公社が認定計画に従って特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行っていないと認めるときは、大阪市住宅供給公社に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
ホームページ	
備考	